<u>今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会(第2回)</u> 議事概要

1. 日時:平成18年4月4日(火)14:00~16:00

2.場所:国土交通省4階特別会議室

3.出席者

【委員】

山下座長、應地委員、大喜多樣(加藤委員代理)、加藤樣(上原委員代理)、桑山委員、 古笛委員、玉置委員、戸川委員、徳永委員、西崎委員、福井委員、福田委員、 藤村委員、堀野委員、吉村様(泉川委員代理)

【国土交通省】

宿利自動車交通局長、松尾自動車交通局次長、久米技術安全部長、瀧本保障課長、 石津総務課長、一見企画室長、江角安全監査室長、花角管理課長、戸澤技術企画課長 【オブザーバー】

中山自動車事故対策機構理事、志岐損害保険料率算出機構理事、

近江自賠責保険・共済紛争処理機構理事、

若林厚生労働省社会・援護局障害健康福祉部企画課長補佐

4.議事概要

平成13年改正の概要、交通事故情勢、障害福祉制度、障害者自立支援法、介護料受給者の実態、被害者救済のあり方の論点について、事務局から説明が行われた。

【委員の主な意見等】

- ・ 救急医療の充実が死者減少に有効。また、ASVなど予防安全技術、車両安全技術 の向上も、交政審で死者減少の効果が確認されている。
- ・ 死亡が減少しているが、損害賠償の面から考えると、介護が必要になる重度後遺障 害者の増加傾向は、非常に深刻な問題と言わざるを得ない。
- ・ 重度後遺障害者は、社会的活動、労働ができない状態に交通事故で追い込まれるのは、ご家族にとって悲惨さが厳しいと解釈すべきでは。
- ・ 自転車がらみの事故も増えているのではないか。自転車をどうする、というところ にも配慮がいるのではないか。
- ・療護センターに入院できる遷延性意識障害者と、遠すぎて、あるいはウェイティン

グで入院できない者の不利益格差が大きいと考える。

- ・ 療護センターの人的配置は手厚いが、一般病院では手厚いとは言えない状態。また、 重度後遺障害者のための福祉事業所は少なく、体よく断られるケースがかなりある。
- ・ 介護保険や支援費制度の身体介護の1時間当たり単価は、実際とかけ離れている。 健常者の家ではない費用が必要。それを自賠の介護料で、かさ上げしてもらえたら。
- ・ 被害者救済といっても、抽象的ではイメージがわかない。どの程度の予算とか、分かりやすい論点整理を出していただきたい。